

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R8-No.15(2026.8.28)



最近の道路交通法改正等について

酒酔い運転に数値基準が新設



改正前

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

令和8年7月21日 から

「酒気帯び運転」変更なし

呼気中アルコール

0.15mg/ℓ 以上

注意！

※ 0.5mg/ℓ 未満でも、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態と認定されれば「酒酔い運転」となります。



改正後

呼気中アルコール

0.5mg/ℓ 以上

または

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

生活道路における法定速度の引下げ



令和8年9月1日から、中央線等のない一般道路（いわゆる生活道路）における法定速度が、現行の時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。

例えば…
このような狭い道が「生活道路」です。



「生活道路」とは？

ここにおける「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。



いわゆる「生活道路」であっても、道路標識等により、最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。